

保 税 蔵 置 場 の 許 可 に つ い て

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 被許可者の住所及び名称
和歌山県和歌山市新中通四丁目37番地
株式会社アストライン
(法人番号：6170001000118)
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社アストライン 桶川倉田営業所 保税蔵置場
埼玉県桶川市大字倉田字西窪台215番地
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
1棟の一部 520平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸入一般貨物
- 5 許可期間
自 令和 6年3月 1日
至 令和12年2月28日

令和6年2月19日

東京税関長

源新 英明